

---

◎議案第 8号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第8号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南光男君） 議案第8号でございます。白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年9月5日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は26年10月1日から施行する。

続きまして2ページをお開きください。議案説明でございます。母子及び寡婦福祉法の一部改正されたことに伴い本町が実施している重度障害者及びひとり親家庭等医療費の助成事業におけるひとり親の定義において同法を引用している条項について所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第8号は原案のとおり可決されました。